


提出 順番	No. 10	令和2年11月26日 午前・ <del>午後</del> 1時30分
----------	-----------	---------------------------------------

令和2年11月26日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 野原 恵子 

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>障害者に寄り添った「地域生活支援事業」で安心して暮らせる町に</p>	<p>「障害者総合支援法」は、障害者自立支援法の問題点を考慮した形で2013年4月に施行され3年ごとに見直しが行われます。</p> <p>サービス利用対象者は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病のある人・障害児となっており、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことを目的としています。その実現のため市町村の取組として「地域生活支援事業」があります。</p> <p>「障害者総合支援法」はスタート時点から、①給付金方式（支給決定を受けた障害者への現金給付）②直接契約（施設・事業者と支給認定障害者との契約）であり介護保険の仕組みと同じです。また障害者が65歳以上になると、介護保険の利用が優先されるなどの問題点が指摘されていました。</p> <p>今年度見直しが行われましたが、障害者・障害児の福祉や就労など十分に保障される状況になっていません。また、難病のある人が福祉サービスの対象となっていますが周知が不十分であり知られていません。「障害があっても地域で自立して暮らしたい」「高校生の就労体験の拡充を」などの要望が寄せられています。障害のある人やその家族が幕別で安心して暮らしていけるよう次の点について伺います。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本町地域に障害児の療育訓練と居場所の提供を行う放課後児童デイサービスの実施を</li> <li>2 中札内高等養護学校幕別分校への支援として、町と企業で連携し就労体験を拡充し、就職に繋げるための手立てを</li> <li>3 障害者雇用促進法で雇用率が定められているが、民間、町、教育委員会の雇用率と障害者へのケア対策は。</li> <li>4 難病のある人への支援として <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害者総合支援法のサービス利用対象者であることの周知を</li> <li>② 通院費用の助成拡充を</li> <li>③ 通院の交通手段の手立てを</li> </ol> </li> <li>5 障害者が自立して暮らしていくための支援として <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害者用生活体験住宅の開設を</li> <li>② サポート体制の充実を</li> </ol> </li> <li>6 65歳からの障害者に適用される「介護保険優先適用条項」の廃止を国に求めていくこと</li> </ol>